

内閣府ホーム &gt; 内閣府共通意見等登録システム

## 記入内容の確認

規制改革推進室



この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)  
(50字以内におまとめ下さい。)

弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与 制度の撤廃

※必須

○提案の具体的な内容と提案理由  
(1000字以内、できるだけ具体的に御記入下さい。)

既得権として、弁護士・公認会計士は、税理士試験を受験することなく税理士資格を得ることができるという税理士制度の自動付与制度(税理士法第3条第1項第3号及び第4号)があるが、国民の安全や権利を擁護するという国家資格制度の本旨に鑑み、当該規定を撤廃すべきである。

※必須

税理士試験は、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした国家試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度が確立されなければならない。

しかし、昭和26年の税理士法制定当時においては、ある一定数の税理士となる者を確保すべく、例外的措置として弁護士・公認会計士に対する税理士資格の自動付与制度が税理士法上に設けられたため、これが既得権益として現在に至っても存置されている。

国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力(資質)を備えた者(有資格者)に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が客観的・公正・公平に十分検証されていることを保証する必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観の入り込む余地がなく統一的な条件により実施することが可能な国家試験によって行うことである。よって、国民・納税者の権利利益の保護という観点から、税理士試験に合格していない弁護士・公認会計士に対する税理士資格自動付与制度は撤廃すべきである。

○当該規制の根拠となっているもの  
(不明の場合は「不明」を選択して下さい。)

法律や政令

※必須

○上記の具体的な根拠法令等  
(おわかりであれば)

○提案者  
(個人または会社・団体)

会社・団体

※必須

会社名・団体名を御記入下さい。  
(個人の場合は「個人」と御記入下さい。)

全国青年税理士連盟

※必須

○会社名・団体名の公表の可否  
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択して下さい。)

公表

※必須

○提案者氏名(非公表)  
(会社・団体の場合は「担当者名」を御記入下さい。)

法対策部長 水野誠

※必須

○電話番号(非公表)  
(できましたら御記入下さい。) 03-3354-4162

○電子メールアドレス(非公表)  
※必須 zensei@khaki.plala.or.jp



[このページの先頭へ](#)

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号 03-5253-2111(大代表)

Copyright©2010 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.